

平成17事業年度業務実績報告概要

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努め、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、各事務所において、小中学生等を対象とした出前講座の実施などアクションプログラムに掲げた取組を引き続き実施した。 (30頁)

(1) 機動的な組織運営

①機動的な組織運営

- 1) 水にかかわる、調査、計画、設計、管理等の総合的技術の蓄積及び向上を図るため、4月に総合技術推進室を設置した。これに伴い、技術研究研修センターを廃止した。
- 2) NARBOをはじめとした国際協力に関する業務を機動的・積極的に推進するため、4月に経営企画部情報企画課を改組し、同部国際課（現：総合技術推進室国際グループ）を設置した。
- 3) 平成16年度に建設事業が完了した利根川水系の房総導水路施設の管理については、千葉用水総合事業所において、同事業所での従来の施設管理と併せて実施することにより、効率的な組織運営を図った。
- 4) 1月に事業実施計画の認可を受けた筑後川水系の両筑平野用水二期事業については、両筑平野用水管理所を改組し、同管理所での従来の施設管理と併せて実施する両筑平野用水総合事業所を設置することにより、効率的な組織運営を図った。
- 5) 4月に利根川水系の霞ヶ浦開発総合管理所と利根川河口堰管理所を統合し、利根川下流総合管理所を設置した。この近隣事務所の統合により、事務部門等4名の定員削減を図った。 (35頁)

②新人事制度の導入・運用

新人事制度（①能力レベルの段階に応じて職務遂行能力を区分する能力等級制度、②能力評価・業績評価の2視点から行う評価制度、③評価の結果を昇格・昇給等に反映させる給与制度で構成。）を運用し、平成16年度の評価結果を本給及び業績手当に反映させることにより、職員のインセンティブを確保したほか、新たに評価者となった者等に対し、評価制度の公平性を確保するため、評価者トレーニングを実施した。

また、本制度の充実を図るため、制度の運用により生じた課題・問題について、

職員より意見聴取等を行い、評価制度における能力評価と業績評価との評価ウェイトの変更などの改良を実施した。(36頁)

③職員の資質向上

人材育成プログラムに基づき、OJT、研修等を通じて人材育成を進めるとともに、事務・技術といった職種にかかわらず習得すべき事項についての講義項目の拡充や、社内LANを利用した「掲示板」に各種資格受験に係る情報、設計から監督までの一貫した体験教育の取組事例の紹介等の情報提供を全役職員に対して行った。また、技術士などの機構の業務に関連する公的資格を取得した職員の表彰を行うなどの環境整備を図った。

こうした取組等を行うことにより、公的資格保有率を1.15(目標値:1.15)へ向上させた。(38頁)

(2) 効率的な業務運営

○ ITの有効活用にあたっての個人情報の保護・システムのセキュリティ確保

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」の施行に併せ、「水資源機構セキュリティポリシー」及び「水資源機構情報セキュリティ規程」を制定し、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の情報資産を守るための仕組みを明確にするなど情報セキュリティの確保に取り組む体制を整えたほか、人事総合システムのセキュリティ強化及び情報セキュリティに係る職員教育を実施した。(40頁)

①情報化・電子化による業務改善

1) 旅費・給与等といった各種申請書の作成等を各職員が自ら行う人事総合システムについて、円滑な運用を図った。

また、業務の効率化等に係る改良等(旅費、給与等の37項目)を行った。

(42頁)

2) 知識活用(ナレッジ)システムについては、当該データベースの更新・入力 of 啓発を行うとともに、その内容の充実のための方策の検討を実施した。

(44頁)

3) CALS/ECについては、CADのSXF(CADデータ交換フォーマット)対応の推進を図るため、標準化を実施したほか、工事完成図書の電子納品については、平成16年度に引き続き、契約金額500万円以上のすべての工事(対象工事件数582件)を対象に100%実施し、データ利用の効率化を図った。

また、CAD(電子作図)製図基準については、国土交通省の製図基準に準じ、

適用範囲を機械設備工事編 8 工種を 10 工種に拡大した。

インターネットを利用した情報共有（CALS）の実証実験では、平成 16 年度の 4 事業所 8 件から 5 事業所 10 件に拡大した。その結果、インターネットを利用することによる時間短縮等の業務の効率化、電子データを利用した承認、ペーパーレス等、更なる業務改善につながる可能性が確認できた。

そのほか、電子納品に係る成果品利用方策の検討として、平成 16 年度に引き続き、GIS（地理情報システム）について、他公共機関の動向調査等を行った。

（49頁）

②組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

組織の一層の合理化・効率化を図るため、本社の秘書室を総務部秘書課としたほか、用地部補償管理課の廃止及び複数部局に分かれていた情報関連業務について管理事業部電気通信情報課への集約を行った。また、中部支社においては、用地補償業務の現場支援業務について本社への一元化を図り、総務部用地課を廃止した。

（52頁）

③外部委託の実施

庁舎管理（26件）、車両管理（39件）等の単純・定型的な業務については、引き続き概ね100%の外部委託を実施した。

（54頁）

④業務の簡素化

平成 16 年度に実施した決裁の項目等の見直し（権限を下位に委譲。）に関する規程改正について、その周知・運用の徹底による業務の簡素化・意思決定の迅速化を進めたほか、航空券等の現物支給を導入することによる旅費支払い事務の簡素化やこれまで各事務所単位で契約してきた自動車保険等の損害保険契約について、平成 18 年度より本社一括契約とすることにより事務の簡素化を図るための検討・準備などの取組を実施した。

（56頁）

（3）事務的経費の節減

人件費については、業務の簡素化、業務の効率化等により平成 16 年度末の 1,748 名から 64 名の定員削減により、節減を行った。また、利水者及び国民の信頼を得られる経営に努めるため、労使協議を経て、平成 17 年度は自主的に本給の 3% のカットを実施したほか、同 18 年度：4%、同 19 年度：5% の本給のカットを決定している。

そのほか、地域の情報に長け、また、地域に密着した人材を確保するため、一つの地域ブロック内でのみ人事異動を行う地域勤務型の制度を平成 17 年度に導入し、新たな給与体系を導入したことも節減につながっている。

なお、その他の事務的経費については、各事務所においてアクションプログラム等を作成し、ファイル等事務用品の再利用、備品の更新時期の見直しや省エネ

ルギーにもつながる冷暖房の温度設定や昼休みの消灯などによる経費節減に取り組んだ。

このほか、関西支社の庁舎移転により、年間の事務所賃借料の節減（約3,900万円）を図るなど、事務費の低減に努めた。

以上の取組により平成17年度の事務的経費予算について、平成14年度事務的経費予算に比して11.9%（計画値：11%）、総額で約30億円の節減を図った。
(58頁)

(4) 事業費の縮減

平成17年度当初予算は、同14年度予算に比して、8.9%減（計画値：8%）と厳しい制約を受けたが、事務的経費の節減（11.9%減）及び現場発生材の有効利用、計画・設計の見直し、汎用品の積極的利用などによる総合的なコストの縮減等（13.0%減）を行いつつ、新築・改築事業及び管理業務の計画的で的確な推進を図った。
(60頁)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務執行に係る基本姿勢

本社、支社・局においても現場で生じている課題について情報を共有し、機構一体となって課題に対応し、適正かつ透明性の高い組織・業務運営を行うため、全国所長会議、研修等を通じ、機構一体として現場の課題を共有するとともに、法令等に従って毅然とした態度を貫くべき旨の職員の意識の再徹底を図るとともに、次のとおり取組を行った。
(62頁)

- ① 外部有識者からの助言、意見等を得ることを目的に「倫理懇談会」を設置し、3回開催した。
- ② 理事による事業所のヒアリングを継続的に実施し、機構全体で課題の共有化を図った。
- ③ 用地交渉の課題について、用地部に相談窓口として担当審議役を設置し、「難航案件調書」を作成した。
- ④ 不当要求への法的対応に係る「対応事例集」を作成し、社内LANにより全職員に周知し、併せて、研修、会議等により趣旨の徹底を図った。
- ⑤ 徳山ダム建設事業について「定例会」を開催し、現場が抱える課題について機構全体で解決に向け一体的に取り組んだ。
- ⑥ 徳山ダム堤体建設工事及び国道付替工事の契約締結及び履行についての再検証を実施した。

(2) 計画的で的確な事業の実施

①ダム等事業

ダム等事業については、今中期目標期間中に完了を予定している滝沢ダム建設事業及び徳山ダム建設事業や思川開発事業など8事業を計画的に実施した。

事業用地の取得については、徳山ダム建設事業において、地権者との協議の長期化、例年にない早い時期からの降雪等が影響したことにより、 0.36 km^2 （計画値： 0.4 km^2 ）の取得となった。

このほか、思川開発事業では、「思川開発事業の推進に関する確認書」を地元住民協議会と締結し、円滑な事業の進捗を図った。

また、徳山ダム建設事業では、徳山ダム上流域に残された豊かな自然環境を適切に保全し、次世代へ引き継ぐため、森林等の保全、希少野生動植物の保護、人工林の適正な管理等を目的とした山林公有地化事業の基本協定を10月31日に岐阜県、揖斐川町及び機構との間で締結した。

機構としては、事業に要する費用の算定、複数にわたる関係行政機関との調整及び岐阜県が実施した地元関係者等（対象者1,000人超）への説明について、同県等と協働し、精力的に取り組んできた。

なお、同事業はダム上流域全体を公有地化するという我が国で初の事例であり、これまで実施されている同種の事業としても、公有地化対象面積（約2万5千ha）及び公有地化に伴う買収面積（約1万8千ha）において最大規模のものである。

（67頁）

ダム本体の施工については、徳山ダム建設事業において、平成16年度に引き続き、下流に位置する横山ダム貯水池の堆砂をフィルター材などに利用することにより、横山ダム貯水池のリフレッシュ化に寄与するとともに、徳山ダム建設事業のコスト縮減及び環境改変の回避・低減を図った。

このようにコスト縮減及び環境改変の回避・低減に配慮しつつダム本体の施工については、 271 万 m^3 （計画値： 271 万 m^3 ）の盛立を行った結果、11月末に堤体盛立が完了し、計画どおりの進捗を図った。

なお、滝沢ダム建設事業においては、10月に試験湛水を開始し、水位を上昇させていたところ11月2日、左岸貯水池斜面で亀裂が確認されたため、これを中止し、斜面の安定確保のために水位を低下させた。その後、ボーリング等の調査等を行った上で対策工法を検討し、1月より斜面对策工事に着手している。

今後は、同対策工事を進捗させ、試験湛水を再開する予定である。（69頁）

付替道路の施工については、滝沢ダム建設事業など5事業において 4.28 km （計画値： 4.28 km ）を計画どおり施工したほか、徳山ダム建設事業では付替道路に係るすべてのトンネルを貫通させ、順調な工事進捗を図った。

（70頁）

平成15年に事業の中止が決定した戸倉ダム建設事業については、地元の群馬県片品村をはじめとする関係機関と協議しながら施設の撤去、原形復旧などの工事を実施し、完了させた。

また、事業の廃止に伴う事業実施計画の廃止に係る法手続の開始に向け、関係機関との協議を重ねた結果、3月14日より独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）に基づく関係利水者への意見聴取及び費用負担同意の取得並びに独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号。以下「機構法施行令」という。）に基づく利水者との負担金支払方法協議を開始した。（71頁）

事業費管理検討会については、徳山ダム建設事業において3回開催し、機構から事業の進捗状況、今後の事業工程、事業費削減の実施状況、事業執行上の課題への対応等について説明を行った。また、滝沢ダム建設事業でも12月に同検討会の幹事会を開催し、機構から事業の進捗状況、事業費削減の実施状況、貯水池斜面変位等の課題事項等の説明を行った。（71頁）

②用水路等事業

用水路等事業については、豊川用水二期事業の進捗、香川用水施設緊急改築事業の幹線水路の改築・補強工事など共用施設の改築工事の完了など3事業の事業進捗により22.5km（計画値：22.5km）の水路工事（改築）、群馬用水施設及び印旛沼開発施設の各緊急改築事業において8台の施設（ポンプ）改築（計画値：8台）、愛知用水二期事業（牧尾ダム）において74万m³（計画値：48万m³）の堆砂土砂撤去を実施し、計画どおり又はそれを上回る実績となったほか、香川用水施設緊急改築事業では、調整池本体盛立工事に係る試験、残土受入地の造成等を実施した。

また、両筑平野用水二期事業については、平成12年の国による調査（全体実施設計）着手以降、利水者や関係機関との調整のほか、関係県と連携し地元漁連との調整も進めた結果、1月に主務大臣より事業実施計画の認可を受け、利水放流設備の改築工事に着手した。（74頁）

③附帯業務及び委託発電業務

建設事業に附帯する付替道路工事などの業務を14件、発電に係る業務を滝沢ダム、徳山ダム及び川上ダムの各建設事業において委託を受け、的確に実施した。（78頁）

④特定事業先行調整費制度の適用

一般にダム、調整池等の本体工事は、経済的な工程で実施するために一時的に多額な事業費を要する。一方、事業費の財源である国等の財政支出は平準化が求められる上、公共事業予算は年々減少されるなど厳しい状況にある。

このため、機構の自己資金を活用し、円滑な事業の実施を目的とした特定事業先行調整費制度を、本体工事で事業費のピークを迎える徳山ダム建設事業へ平成17年度に初めて適用した。平成17年度は自己資金約68億円を同事業に係る国の交付金の一部に相当する資金として一時的に支弁することにより、予定されている19年度工期に向けて、計画的かつ的確な事業の実施を図った。これにより、同事業の工期が遵守され、更に工期延長に伴うコストの増嵩を回避することができた。(仮に工期が1年延びた場合、約50億円のコスト増と試算される。)

(80頁)

(3) 的確な施設の管理

①施設管理規程に基づいた的確な管理等

(安定的な用水供給)

利水者の水利用計画、河川流量、雨量等の水象・気象情報を的確に把握するとともに、すべての施設についてその機能が確実に発揮できるよう定期的な点検や整備を行った。これにより通常ของการ操作に加え、急な降雨、水質事故等緊急時に24時間対応できる態勢を確保した。

また、水質事故等予期せぬ事態に備え、緊急時の操作訓練や利水者と連携した情報伝達訓練を実施した。これらの訓練については、機構の職員に加え、利水者とも連携して実施し、緊急時に適切な対応が可能となるような態勢を整えた。

(86頁)

(渇水時における対応)

平成17年度は荒川水系を除く6水系において河川の流況が悪化し、本社を含む22事務所で渇水対策本部を設置し、渇水調整を行うとともに、適時的確なダム水源地情報の発信、関係機関への周知等を行ったが、特に木曾川水系(取水制限日数:愛知用水177日間、三重用水208日間)及び吉野川水系では非常に厳しい渇水(取水制限日数:早明浦ダム・香川用水84日間。ピーク時には早明浦ダムで利水容量ゼロ。)となったため、次のような対応を行った。

○ 木曾川水系渇水対応

岐阜・愛知・三重の3県約600万人の水源である岩屋ダム及び牧尾ダムでは、枯渇の危機に見舞われたため、愛知用水・木曾川用水では関係利水者と節水対策協議会を開催し、各利水者への水源温存の協力要請を行うとともに、次のような取組を行った。

(88頁)

- ① 洪水期に備えた阿木川ダム及び味噌川ダムの水位低下放流（無効分）を愛知用水・木曾川用水の利水に活用するとともに、発電事業者の協力を得て、岩屋ダムにおける発電貯留量を一時振替利用し、取水制限の緩和に努めた。
- ② ダム貯水量の減少に伴い、渇水対策案の検討及び関係機関との事前調整を行い、節水対策（期間最大 農水30%・工水30%・上水15%）を実施した。

更にダムの貯水量が平成6年渇水よりも早いペースで低下したことから、河川管理者に対し、緊急水利調整の要請を行うとともに、節水率強化を含めた渇水対策案の検討及び関係機関との事前調整を行い、また、木曾川水系緊急水利調整協議会の決定により次のような取組を行った。

- ① 節水対策の強化を実施した。（期間最大 農水50%・工水45%・上水25%）
- ② 牧尾ダム及び岩屋ダムの渇水対策として、岐阜県、愛知県及び名古屋市からの協力を得て、阿木川ダム及び味噌川ダムにおける用水（2,500万 m^3 ：給水人口約600万人に約14日間供給できる水量。）を総合運用し、愛知用水及び木曾川用水に供給した。
- ③ 長良川河口堰（長良導水）での開発水量の未利用分（水利権水量から実際に取水している水量の差分。）を愛知用水の供給区域である大府市など4市に新たに供給した。

これらの取組により、牧尾ダム及び岩屋ダムの水源枯渇が回避され、平成6年渇水で発生したような水道用水の断水、工場の生産ラインの停止、農作物の立ち枯れ等の被害は発生しなかったほか、愛知万博開催中における当該地域の渇水を緩和することができた。

○ 吉野川水系渇水対応

5月8日から9月5日（台風14号による降雨前。）の間、香川・徳島両県の約122万人の住民、約3万7千8百haの農地に対して約2億4千万 m^3 の用水供給を行ったほか、木曾川水系での渇水対応と同様に、機構として甚大な被害発生を防止するため、次のような取組を行った。 （91頁）

- ① 渇水期間中、取水制限の強化や降雨による一時的な取水制限解除に併せて香川用水の送水量の変更作業（通常年6回が22回。）を昼夜を問わず実施し、併せて早朝・深夜の巡視も行った。
- ② 送水量の変更作業により、無効放流となる約659万 m^3 の水を導水することができた。これは、給水人口約85万人の水道用水に換算すると約26日分に相当する。
- ③ 発電事業者の協力を得て早明浦ダムの発電専用容量から延べ5日間で約154万 m^3 の緊急放流により、香川・徳島両県の給水人口約122万人

- ・約4. 2日分の水道用水の供給に寄与した。
- ④ 降雨等による無効放流を少なくするため、早明浦ダムからの利水補給量の変更作業（平成16年度は186回が同17年度は414回。）を昼夜を問わず実施した。
- ⑤ 池田ダムや旧吉野川河口堰でも水の有効利用を図るための操作を行った。
- ⑥ 吉野川局管内では渇水期間中、TV取材や節水を呼びかける横断幕を掲げたほか、各種展示やホームページを利用した情報発信を積極的に行った。また、同局のホームページには7月から9月の間、月間10万件を超えるアクセスがあった。

これらの取組により、平成6年渇水で発生したような水道用水の断水、工場の操業時間の短縮、飲食店の休業、農作物の立ち枯れ等の市民生活及び地域産業への被害の防止に貢献した。

（施設管理規程等の見直しについて）

池田ダムでは、平成16年の既往第1位・第2位となる未経験の流量規模の洪水対応を踏まえ、操作細則の見直しを実施し、ゲートの操作順序の変更を行うことで、よりの確な施設操作を図った。

また、長良川河口堰では、長良川洪水時塩水遡上検討会での「塩水遡上の防止方法等の検討結果」を基に堰操作・施設管理についての検討を行い、施設管理規程の変更を行うべく関係機関との調整を行った。 （97頁）

（より安全な施設管理）

施設の巡視点検中での事故を未然に防止するため、動きやすい薄型のライフジャケットの導入や着用の徹底等の改善策に取り組んだ。 （97頁）

（未処理用地・不法占有等への対応）

残存登記等のある未処理用地の処理については、現場からのヒアリングを用地部・管理事業部共同で実施し、処理方針・処理計画の策定を行うとともに、鋭意処理に努めた。その結果、平成17年度においては、486筆の処理が完了した。

また、事業用地の不法占有等への対応については、全管理施設を対象に不法占有・不法投棄のアンケート調査を実施し、その結果等を基に対応マニュアルの作成を進めた。 （98頁）

1) 水質保全等の取組

安定的な水供給に当たって、日常的に水質の状況を把握し、巡視、定期水質調査、水質自動観測、利水者等から日常的に詳細な水質データの入手等を行うとともに、把握した水質に関する情報を積極的に利水者等関係機関に提供したほか、27施設でホームページに掲載した。

また、水質異常の未然防止のため、曝気循環装置等を設置・運用したほか、22施設で40件発生したアオコや淡水赤潮などの水質異常発生時には、選択取水設備の運用、フェンスの設置、アオコの回収等の措置により、利水者への影響の軽減を図り、水質異常による取水の停止を防いだ。(100頁)

水質改善に向けた取組として、阿木川ダム及び日吉ダムにおいて水質改善対策のための検討会を設置し、検討を行っているほか、各貯水池等において、曝気循環装置の設置と効果的な運用の検討、濁水対策のためのバイパス水路の設置、堆積物の除去等を実施した。(102頁)

2) 水質事故時の対応

機構が管理する49施設中14施設内で17件、施設関連の河川内で12件の水質事故※が発生した。事故発生時は、利水者等との連絡調整、取水位置の変更、オイルフェンス、オイルマットの設置等を迅速に実施し、水道用水の供給への影響を防いだ。

また、こうした突発的に発生する水質事故に対し、資材の確保、水質事故を想定した操作及び油回収訓練、関係機関等との情報伝達訓練を実施するなど、円滑な水質事故対応を図るよう努めた。(108頁)

※いずれも第三者に起因するものである。

3) 洪水被害の防止又は軽減

6月末に活発化した梅雨前線や3個の台風上陸による集中豪雨の発生等により、機構全体で480回、延べ955日間、特定施設では189回、延べ346日間の防災態勢を執った。また、全20ダムのうち8ダムにおいて、延べ17回の洪水調節操作を実施し、約2億9千万 m^3 に及ぶ水量をダムに一時的に貯め、下流河川の洪水被害の軽減を図った。(114頁)

台風14号に伴う降雨では、早明浦ダムにおいて計画規模に相当する洪水が予測されたため、流入量を随時予測し、空容量との関係を見据えて最も効果的な洪水調節を行うこととし、国土交通省四国地方整備局との調整及び同局からの指示の下、設計洪水量の1.2倍に相当する量のほぼ全量を調整することによって、三好大橋付近では河川水位の上昇を2.7m抑制し、ダムがない場合には家屋2,140戸・浸水面積850haの浸水被害が想定される場所、それぞれ30戸・230haの被害に抑えるなど被害の軽減を図った。(115頁)

また、国土交通省から12月に発表された「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を踏まえ、ダムの計画を超えるような大規模な出水が予想される場合の事前放流の可能性の検討や、関係機関との情報の共有化に努めた。(118頁)

4) 附帯業務及び委託発電業務

管理業務では、国土交通省、県、土地改良区及び発電事業者等から委託を受け、22件の業務を的確に実施した。

また、17施設において発電事業者より発電事業の一部について委託を受けたが、事故や出力低下などの大きなトラブルもなく的確に実施した。これにより発電事業者は、平成17年度には延べ平均337日発電を実施した。(122頁)

5) 環境への負荷の低減への取組

環境負荷を低減(CO₂及び廃棄物の削減。)するための具体的な取組として、ダム放流水のエネルギーを利用した管理用水力発電、裸地対策、ダム湖等に流入する流木・塵芥の除去及び流木・刈草の有効利用(チップ化、一般配布、堆肥化等)を実施した。

これらの取組により、環境負荷を低減させるとともに、ゴミとして処理する費用が縮減できるなど、管理に要する費用の縮減にも貢献している。

このほかアスベスト対策として、北総東部用水船戸揚水機場(千葉用水総合事業所)、秋ヶ瀬管理所管理棟(利根導水総合管理所)等において、吹付アスベスト等の除去を行った。(124頁)

6) 施設周辺地域とのコミュニケーション

すべての事業所において、清掃活動や施設見学会など施設周辺地域とのコミュニケーションの機会の設置や参加を推進した。

このほか、環境・景観・地域振興・農業振興の4つの視点から豊川用水など7用水が2月に疎水百選に認定された。

なお、地域に親しまれ、地域にとってかけがえのないダム湖として阿木川ダムなど11ダムが平成17年3月にダム湖百選に認定されている。(128頁)

②管理所施設等の耐震化

管理所施設等の耐震化計画に基づき、5施設の耐震化を図り、耐震性能を高めた管理所施設等の割合を38施設(67%)〔計画値:39施設(68%)〕とした。

なお、耐震化工事完了予定であった1施設については、アスベストが確認されたため、平成18年6月まで工期が延長された。(130頁)

③説明施設等のバリアフリー化

説明施設等のバリアフリー化については、バリアフリー化計画に基づき、24施設における段差を解消し、中期計画に掲げる計画を100%達成した。

(132頁)

④水管理情報の発信

1) ホームページ等を通じた水管理情報の発信

安全で的確なダム管理を目指して、ダムにおけるリアルタイムな水管理情報の提供をホームページを通じて行うこととし、平成17年度は平成16年度に開始

した8ダムに、新たに8ダムを加えた16ダム(計画値:16ダム)で実施した。
渇水期間中、早明浦ダムの渇水状況の写真を掲載した吉野川局のホームページには月間10万件を超えるアクセスがあった。(134頁)

2) 水質年報

「平成16年水質年報」を作成し、公表した。
また、平成17年水質年報を作成するためのデータの収集・整理を実施した。(136頁)

(4) 災害復旧工事の実施

平成16年の台風15号による早明浦ダム貯水池周辺の被害については、15箇所すべての復旧工事を完成させた。(138頁)

(5) 総合的なコストの縮減

各事業等において「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づく、計画・設計、管理及び入札・契約の見直しや新技術の活用などのコスト縮減に取り組んだ結果、平成14年度予算の当初工事費の13.0%(計画値:12%)の総合的なコスト縮減率(直接的施策の縮減率)を達成した。具体の事例では、群馬用水施設緊急改築事業において直接急勾配で発進が可能なシールド機を新たに導入することにより、発進立坑を浅くすることが可能となり約6千万円、香川用水施設緊急改築事業において産業廃棄物として処理していた伐採木材を法面吹付基材に有効利用することにより約1億2千3百万円のコスト縮減を行った。また、平成15年度より国に先駆けて試行導入を行っている「技術提案付価格合意方式」や同16年度より試行導入を行っている「施工数量を評価する総合評価落札方式」により、それぞれ8千3百万円、1千万円のコスト縮減を行った。(140頁)

(6) 環境保全への配慮

①自然環境の保全

新築及び改築事業のうち、滝沢ダム、徳山ダム、愛知用水二期等の8事業(計画値:8事業)で自然環境調査及び環境影響の予測等を行い、必要に応じて事後の影響の回避、低減及び代償するための環境保全措置を検討・実施したほか、環境保全措置の実施後はモニタリング調査を滝沢ダムなどで実施するとともに、必要に応じて外部専門家等から構成される委員会等を設置した。

特に滝沢ダムや徳山ダムなどの建設事業では調査により確認されたクマタカなどの希少猛禽類について、つがいを対象として目視調査や小型カメラによる巢内観察を行った。また、このほかの希少動植物への対応として、外部専門家等により構成する委員会等を開催し、有識者の指導・助言を得て、環境保全に取り組んだほか、徳山ダム建設事業では、生息・繁殖への影響を回避・低減するために付替道路のトンネル化などを行ったほか、工事中の対応として低振動・低騒音型建

設機械を採用したのに加え、ダム上流域に残された豊かな自然環境を適切に保全し、次世代へ引き継ぐため、森林等の保全、希少野生動植物の保護、人工林の適正な管理等を目的とした山林公有地化事業の基本協定を10月31日に岐阜県、揖斐川町及び機構との間で締結し、関係機関とともに同ダム上流域全体の自然環境を保全する抜本的対策に着手することができた。

このほか、職員及び工事関係者の意識向上と環境保全対策を適切に実施するための環境保全協議会の設置・定期的開催（滝沢ダム、徳山ダム及び川上ダム）、動植物ハンドブックを全職員に配布し、意識向上を図るとともに、工事関係者等にも配布し、動植物の確認や保護に活用（徳山ダム）、新たにダム周辺に生息する動植物の生態、生息環境等を記載した環境情報シートを作成し、職員等の環境保全に対する意識向上を図る（滝沢ダム）等といった取組を行った。（147頁）

管理業務では、霞ヶ浦開発、下久保ダム、比奈知ダム等の13事業所17施設（計画値：7事業所）で魚類の遡上調査、下流河道の環境調査等を実施したほか、フラッシュ放流、仔アユの降下に対する影響を軽減するための堰操作の試行など環境の保全に配慮した施設管理を実施した。

また、環境保全の試みとして、ダムの影響による下流河川への土砂供給量の減少に対して、下久保ダムでは平成15年度より堆砂対策として除去した土砂を活用し、下流河川に土砂供給を行い、自然環境の回復に取り組み、河原や中州ができるなど好ましい河道状況へ戻り始めているところも見られた。

このほか、阿木川ダム、一庫ダム及び布目ダムの3ダム（3事業所）（計画値：1事業所）においても下流河川への土砂供給を行ったが、近年では下流河川の環境改善を目的とした土砂供給の取組を実施・検討するダムが増えてきたこともあり、10月には意見交換のための検討会を全事業所を対象として設置した。

寺内ダム管理所では、瀬切れ防止のための増加放流の取組を実施した。平成17年度は、6月1日から7月31日までの間に運用を行った。運用期間中、下流河川の瀬切れの出現は見られず、流況改善に効果が見られた。

利根川下流総合管理所では、浚渫工事から出る土砂を活用し、霞ヶ浦の湖浜の復元を行った。（151頁）

加えて、機構では環境保全への配慮として、本社における事務活動及び事業活動を対象として環境の配慮に関する国際規格である「ISO 14001（1996年版）」の取得に取り組み、平成16年12月に認証を取得したが、7月には、「ISO 14001（2004年版）」の発行を受けて改訂した環境マネジメントシステム（EMS）の運用を開始し、同年12月の移行審査を経て、同認証を取得した。

また、筑後川局と筑後大堰管理所で平成17年2月に認証を取得した「2事務所による統合型EMS」については、本社と同様に2004年版に改訂したが、本改訂に当たっては、筑後川局管内の大山ダム建設所等4事務所をこれに編入し、

統合型EMSを6事務所に拡大して運用することとした。

なお、この「6事務所による統合型EMS」の運用は10月から開始し、2月の「ISO14001（2004年版）」への移行審査を経て、同認証を取得した。
(157頁)

②環境学習会の実施

職員の環境に対する意識と知識の向上を図るとともに、工事や調査の関係者への環境保全に対する意識の啓発を図ること、機構の事業及び環境保全の取組に対する地域住民や利水者等の理解を得ることなどを目的とした環境学習会を全事業所（計画：全事業所）で開催し、機構単独開催分で4,874名、他機関と共催分で1,179名の地域住民、利水者、工事・調査関係者、機構職員等の参加があった。

機構職員の環境研修については、平成17年度には延べ52名（計画値：延べ45名以上）が国の機関や機構等が開催する専門研修を受講し、延べ275名（計画値：延べ200名以上）が環境に関するカリキュラムを設けた機構の内部研修を受講した。今後も受講生のアンケート結果などを参考として、内容の更なる充実を図っていく。
(158頁)

③環境情報の発信

平成16年度における機構の環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書2005～環境保全への取り組み～」及び同年の水質調査結果等を取りまとめた「平成16年 水質年報」を作成し、広く公表を行った。
(164頁)

④建設副産物等のリサイクル

工事の設計段階から建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等の検討を行うとともに、請負者には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書の作成報告に関する指導を行うことにより、コンクリート塊、建設発生木材などの再資源化・縮減率等は目標値を達成した。

また、流木の有効利用に取り組むダムの数を、22ダム（平成16年度末）から25ダムに拡大し（うち8ダムは平成17年度の流木流入なし。）、大量の流木が集積した長良川河口堰の分と合わせて合計約5,800m³の流木を有効利用した。

なお、こうした有効利用の取組に対して、長良川河口堰管理所では、「中部の未来創造大賞」の優秀賞を、草木ダム管理所では、3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進協議会の主催する「3R推進功労者等表彰」において会長賞を受賞した。
(167頁)

⑤環境物品等の調達

環境負荷の低減に資するため、物品等の調達においては、国が定めた基本方針に従い、環境物品等を100%（目標値：100%）調達した。また、公共工事においても、調達方針に規定された調達目標どおり、環境物品等の的確な調達を図った。（172頁）

⑥環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

環境に配慮したダム管理に資するため、地域住民等のダム湖の水質やダム周辺の自然環境に係る意見・要望などの把握を目的とするアンケート調査を先行的に2ダム（草木ダム及び一庫ダム）で実施した。（176頁）

（7）危機管理

①危機的状況への的確な対応

機構の各支社等管内では、直下型地震に対する耐震補強、地震発生後の早期復旧等を目的とした「大規模地震対策アクションプログラム」の策定等に取り組んだ。

関東管内では、関東管内大規模地震対策分科会において、「関東管内大規模地震対策アクションプログラム」の策定に取り組んだ。

中部支社管内では、平成16年度に策定した「中部支社管内大規模地震対策アクションプログラム」により利害者に対して説明を行い、東海地震に対する対策を進めた。

吉野川局管内では、南海・東南海地震に対する必要な施設の耐震補強、災害発生時の早期復旧等を検討し、「吉野川局管内大規模地震対策アクションプログラム」を策定するための吉野川局管内大規模地震対策分科会を設置した。

なお、平成17年度には、施設の安全点検を行う必要のある規模の地震が全国各地で延べ12回発生したが、これらの地震発生後は、早朝・夜間・休日を問わず、速やかに防災態勢を執り、施設の臨時点検（延べ37回）を行い、その安全を確認した。

このほか、防犯対策の強化として、全施設においてCCTV（監視カメラ）の設置による監視体制の強化等を図ったほか、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）への対応として、3月に同法に基づく「独立行政法人水資源機構国民保護業務計画」の作成を行った。（178頁）

②日頃からの訓練

洪水時対応及び操作を想定した「ダム管理演習」を、5月に河川管理者と連携し、全ダムで実施したほか、9月1日には国と連携した一斉地震防災訓練を実施した。

また、全管理所において、非常時参集訓練（不定時）、設備操作訓練等を実施

した（延べ257回）。非常時参集訓練では公共交通機関のマヒを想定し、徒歩での参集訓練を行い、設備操作訓練では職員の全員が設備の操作をできるように訓練を行った。（180頁）

③施設の安全点検

一般の人が利用するすべての施設を対象として、安全を確保するため月に1回以上の安全点検を実施した。また、21施設において、4月に一般の人と合同での安全点検を実施し、関係者以外の目から見た施設の安全確保にも努めた。

これらの取組により、一般の人が利用・立ち入る施設での事故は発生しなかった。（182頁）

（8）工事及び施設管理の委託に基づく業務

平成17年度は、22件（約2億5千6百万円）の調査、設計、試験等を国、地方自治体及び民間企業等から委託を受け、適切に実施した。

このうち、総合技術推進室では「村山下貯水池堤体強化工事に係る高度な専門技術の業務支援（東京都より受託）」など12件の業務の委託を受け実施し、委託者より良好な評価を得ている。（184頁）

（9）関係機関との連携

①事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整

◎事業実施計画の作成又は変更

○小石原川ダム建設事業に関する事業実施計画の作成

4月15日に筑後川水系水資源開発基本計画の全部変更が閣議決定され、小石原川ダム建設事業について、福岡県への水道水の確保及び事業工期が確定した。その後、9月1日から事業実施計画に係る法手続を開始し、12月8日に関係県知事協議を終え、3月23日に主務大臣から認可を受けた。（187頁）

○両筑平野用水二期事業に関する事業実施計画の作成

4月15日に筑後川水系水資源開発基本計画の全部変更が閣議決定され、両筑平野用水二期事業が同計画に掲げられた。その後、主務大臣及び費用負担割合の決定等を受け、6月28日から事業実施計画の法手続を開始した。同手続の中では、利水者である土地改良区の組合員（6,729名）に費用負担についての同意（最終同意署名者数 6,236名：同意率92.7%）を得る必要があったため、約4ヶ月間の期間を要したものの、その後、12月8日に関係県知事協議を終え、1月24日に主務大臣から認可を受けた。（189頁）

○大山ダム建設事業に関する事業実施計画の一部変更

4月15日に筑後川水系水資源開発基本計画の全部変更が閣議決定され、大山ダム建設事業の事業工期について、平成18年度から同24年度に延長された。その後、5月26日から事業実施計画の一部変更のための法手続を開始し、6月29日に関係県知事協議を終え、8月8日に主務大臣から認可を受けた。

(191頁)

◎施設管理規程の変更

○香川用水施設に関する施設管理規程の一部変更

香川用水施設緊急改築事業のうち取水施設及び東部幹線水路については、平成17年度をもって事業を完了し、同18年度には管理対象施設となることから、施設管理規程の変更を行った。

なお、この施設管理規程の変更に当たっては関係機関に対して、延べ12日の説明・調整を行い、3月24日に主務大臣から認可を受けた。(192頁)

○矢木沢ダム及び群馬用水施設に関する施設管理規程の一部変更

戸倉ダムの事業中止決定に伴い、同ダムで冬期の水源を確保することとしていた渋川市の水道水源の安定化のため、矢木沢ダムを水源として群馬県が将来用として保有していた水道用水(夏期)と渋川市水道用水(夏期)を合わせて、通年化を行うとともに、新たに高崎市(旧箕郷町)及び渋川市(旧子持村)への新規配分を行うため、関係機関との調整を行い、水量変更等を内容とする矢木沢ダム及び群馬用水施設に関する施設管理規程の一部変更を行った。

なお、この施設管理規程の変更に当たっては関係機関に対して、延べ30日の説明及び調整を行い、3月24・30日(群馬用水施設・矢木沢ダム)に主務大臣から認可を受けた。(192頁)

◎事業実施計画の廃止

○戸倉ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止

平成15年度に事業の中止が決定した戸倉ダム建設事業については、事業の廃止に伴う事業実施計画の廃止に係る法手続の開始に向け、関係機関との協議を重ねた結果、3月14日より機構法に基づく関係利水者への意見聴取及び費用負担同意の取得並びに機構法施行令に基づく利水者との負担金支払方法協議を開始した。

また、地元の群馬県片品村をはじめとする関係機関と協議しながら施設の撤去、原形復旧などの工事を実施し、完了させた。(195頁)

②利水者説明会の実施

関係都府県、利水者等を対象に、平成18年度予算概算要求案、同17年度計画等の説明会を実施し、利水者からの意見・要望等の把握に努めた。

(196頁)

③ダム等施設管理業務説明会の実施

特定施設であるダム・堰の22施設及び利水ダム2施設において、出水期前に関係機関に対して、放流時の連絡体制や手続に関する説明会を実施した。また、水防関係者の連絡会に参加しダムの役割等を説明するなど、洪水調節の勉強会や洪水調節の効果に関する説明会等を延べ28回実施した。

(200頁)

④用水路等施設管理業務の協議会等の実施

新たに管理移行した房総導水路を含む16施設において、管理運営協議会を開催した。

(202頁)

⑤危機的状況時における関係機関との積極的な連携

管理業務において防災情報や水質に関する情報など、関係機関等に様々な情報の提供を行うとともに、水質事故時の対応や水防に関する打合せなどを年間延べ183回実施した。

情報提供や打合せを通じて、危機的状況時における関係機関との連絡体制の確立、洪水に備えた水防訓練の実施など協力関係の構築が図られた。

また、木津川ダム総合管理所及び矢木沢ダム管理所では、ダム貯水池内での事故やダム周辺地域で発生した遭難事故での捜索活動に積極的に協力したことについて、地元警察署から感謝状を受けた。

(204頁)

⑥用途間転用等関係機関との円滑な調整

戸倉ダムの事業中止決定に伴い、同ダムで冬期の水源を確保することとしていた渋川市の水道水源の安定化のため、矢木沢ダムを水源として群馬県が将来用として保有していた水道用水（夏期）と渋川市水道用水（夏期）を合わせて、通年化を行うとともに、新たに高崎市（旧箕郷町）及び渋川市（旧子持村）への新規配分を行うため、関係機関との調整を行い、水量変更等を内容とする群馬用水施設及び矢木沢ダムに関する施設管理規程の一部変更を行った。

(206頁)

(10) 説明責任の向上

機構業務の透明性の確保及び説明責任を遂行するため、ホームページによる情報発信を随時行ったほか、記者発表（139回実施）を通じて機構業務を説明する機会を積極的に設けた。

また、2月から3月にかけて、テレビ番組を用いて水に関する知識や機構の役割等に関して情報提供を行い、番組に対する要望・意見について、モニターアン

ケートを実施したほか、機構施設の治水効果や利水効果を分かりやすく説明する看板等の整備・更新を6事業所で実施した。

このほか、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づく46件の情報開示の請求について、審査・決定等（内訳：全部開示15件・部分開示24件・不開示1件・取下げ6件）を行った。

公益法人との契約については、以下の点について国や関係機関に先駆けて見直しを図った。

- ① 公益法人への発注業務を入札監視委員会での審議対象とした。
- ② 分離発注が可能な業務は、分離して競争入札とすることを徹底した。
- ③ 複数法人で履行が可能な業務については、企画提案審査型価格合意方式で行うこととした。
- ④ 1法人でしか履行出来ない業務の場合、参考見積及び企画提案書の提出を求め、協議して合意した内容で見積書の徴取を行うこととした。

また、上記②の分離発注と機構内業務化を合わせて実施することにより、公益法人との契約実績は平成16年度の214件、約29.1億円から119件、約18.0億円へと減少した。（208頁）

①水管理情報の提供

矢木沢ダム、早明浦ダム等の利水及び治水機能を有する16ダム（計画値：16ダム）の水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて提供した。（214頁）

②財務内容の公開

1）国民への財務内容の公開

平成16年度の財務諸表については、8月26日に国土交通大臣の承認を受け、同月30日にホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事業所に備え置き、閲覧を開始した。

セグメント情報については、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もの、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系による」ものの3種類を平成16年度の財務諸表において公表した。（216頁）

2）機関投資家への財務内容の公開

機関投資家への事業説明会の開催や事業報告書（インベスターズ・ガイド）の作成・配布を行うとともに、ホームページに掲載し、機構の財務内容の公開を行った。（218頁）

③ホームページの充実

水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、早明浦ダムにおける渇水状況などの社会的関心の高い水事情・渇水情報の適時的確な情報提供に努めたほか、機構施設の治水・利水効果を分かりやすく説明する一方、みずのちしきサイトでは関連リンク集の整備・拡充を図った。

このほか、本社トップページに検索機能を追加し、閲覧者の利便性を向上させた。

また、平成17年度に機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等について、その一覧表を掲載した。

以上の取組などにより、ホームページのアクセス件数は、約56万2千件（目標値：30万件以上）となった。（221頁）

④パンフレット等の作成・更新

機構の概要書である「事業のあらまし」など機構事業を紹介するパンフレットについては、適宜その作成・更新を行った。

また、広報誌（水とともに）については、「ダム湖百選シリーズ」・「管理の現場から」などの新コーナーを設け、その内容を充実させたほか、更に充実させるため、読者モニターの募集も行った。

このほか、広報誌設置箇所を平成16年度の133箇所から3箇所（目標値：3箇所）増加させ、136箇所とした。（222頁）

⑤「水の日」及び「水の週間」への取組

「水の日」及び「水の週間」については、中央行事として都内科学技術館にて記念式典（7月28日）及び「水の展示会」（7月28日～8月2日）を開催した。このほか、「ウォーターフェア隅田川レガッタ」、「水とのふれあいフォトコンテスト」等の実施の際には、積極的に協力したことに加え、機構本社のある「さいたま新都心」においてもパネル展示を行った。また、各地で施設見学会などを開催し、全国で約6万人（目標値：4万人以上）の来場者数を得ることができた。（224頁）

⑥広報活動の質の向上

平成17年に実施した広報活動についての社内コンテストを2月に実施し、各事業所等の職員が参加してプレゼンテーションを行うことにより広報技術の向上を図った。（226頁）

(11) 事業関連地域との連携促進

①地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備を行うため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を実施した。また、香川用水施設緊急改築事業（計画値：1事業）において調整池周辺施設整備として、ビオトープの造成を行うと

ともに、豊川用水二期事業など3事業（計画値：3事業）において環境に配慮したフェンスの更新を実施し、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路や調整池づくりを行った。（228頁）

②地域交流の実施とコミュニケーションの増進

施設の役割等について理解を得るため、全事務所において、平成17年度中1回以上（計画値：1回以上）清掃活動への参加や施設見学会の実施など施設等周辺地域とのコミュニケーションの機会の設置の推進や参加を行った。

（232頁）

③生活再建対策の実施と地域振興への協力

生活再建対策として、小石原川ダム建設事業において、移転を余儀なくされる世帯のうち、集団移転を希望する世帯の移転先地の絞り込みを行い、集団移転地対策を進めたほか、平成17年度からは小石原川ダムの水没予定地内に生活相談員を配置して、移転者の生活再建に関する様々な疑問・不安の解消に努めることで、実施計画調査の円滑な実施に寄与することができた。

また、中止が決定している戸倉ダム建設事業では、利根川・荒川水源地域対策基金が群馬県片品村に対して、最小限必要な生活基盤整備事業を引き続き支援することとなったが、機構としては工事用借地について、工事費用の範囲内で同事業にて実施される駐車場整備等に配慮した使用・返還を行うことにより、その円滑な実施に寄与することができた。

このほか、徳山ダム建設事業においては、今後の地域振興のための協力として、徳山ダム上流域を核とする揖斐川水源地域の自立的・持続的な活性化を図るための「揖斐川水源地域ビジョン」（仮称）の策定に国土交通省中部地方整備局と取り組んだ。（238頁）

(12) 技術力の維持・向上

①新技術への取組

1) 技術5カ年計画

平成15年度に作成した「水資源機構技術5カ年計画」を基に、①効率的な水運用と良質な水の確保、②管理業務の効率的な実施、③建設事業の効率的な実施、④自然にやさしい事業・業務の実施及び⑤施設の耐震化向上と危機管理の5課題に対して、8つの重点プロジェクトで取り組んだ。平成17年度は重点プロジェクト「管理業務の効率化」中の実施項目である機械設備の合理的保全手法の検討について、機械設備保全実務要領を作成し、運用を開始したことにより、その一部を完了させたほか、各重点プロジェクトの実施項目に係る取組を進めた。

（242頁）

2) 技術研究発表会の開催と特許等の推進

関係利水者（11団体）の出席も得て、第38回技術研究発表会を11月16・17日に開催し、活発な質疑がなされた。

また、機構単独で開発した新技術1件（鞭毛藻類の遊泳能力を消失させ、鞭毛藻類の異常増殖を抑制する「水流中の大きなせん断力を活用した鞭毛藻類異常増殖抑制手法」）及び民間会社と共同で開発した新技術2件（深層曝気を行うに当たり排気装置が不要になり貯水面景観及び維持管理の向上並びに余剰空気の有効利用として浅層曝気効果も期待できる「水没式複合型曝気装置」及び長大な河川幅の塩分を含む汽水域での流量測定の高精度測定を可能にした「パルス状信号の伝搬時間測定装置及び超音波式流量測定装置」）について、特許取得に向けた取組を行った。（248頁）

②蓄積された技術の整備・活用

今後、ダム、水路等の建設事業が減少していくものの、施設の老朽化等に伴う改築等や、施設の維持点検、補修対策等のために、ダム、水路等に係る技術力を継承、維持・向上していくことは極めて重要である。将来にわたり、これらの役割を機構が「水の実務型シンクタンク」として担っていくため、中核的組織として総合技術推進室を4月に設置し、水にかかわる調査、計画、設計、管理等の総合的技術の蓄積及び向上を図ることとした。

同室では、

- ・ 基幹的・専門的な技術業務の内部化・強化による技術の蓄積
- ・ 現場職員との連携・協働による全社的な技術力の維持・向上と人材育成
- ・ 内部化した業務の諸経费率等軽減による対外部委託での2～3割のコスト削減

を図ることにより業務を実施することとし、発足初年度である平成17年度には設計等業務（17件）及び試験研究業務（49件）を実施したほか、各事業所へのアドバイス等を行う業務（130件）を実施した。

また、外部機関等からの委託として、ダム本体工事発注の技術評価に係る業務などの設計等業務（8件：約1億5千万円）及び浦和技術センターで試験業務（4件：約595万円）について技術的支援を行った。

機構では、将来においても必要となるダム、水路等施設の建設、改築等に係る技術力を継承、維持・向上していくという長期的な視点に立脚し、他の独立行政法人の範となるべく、これを具現化していく組織を立ち上げ、業務に取り組んだ。

（253頁）

このほか、機構内に蓄積した技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、「ダム設計指針（基礎処理編）」及び「環境に関する行動指針（自然環境保全編）」の編集を行うとともに、「建築設計指針」の改訂を行った。（255頁）

③技術力の提供

1) 論文等の発表

技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるため、「技術研究発表会」における優秀な論文を含む73題（目標値：50題以上）の論文等を学会、専門誌等に発表するとともに、発表論文リストをホームページに掲載し、広く技術力の提供を行った。（258頁）

2) 研修開催を通じた関係機関への機構技術の公開

用水路等事業の関係11府県の担当者を対象に、施設見学・意見交換会等を行う水路事業現地検討会（10月27・28日、愛知県（豊川用水）にて開催、参加者約80名）及び群馬用水施設緊急改築事業における工事見学会（1月11日、吾妻川サイホン併設水路工事のシールドマシン等、参加者120人）等を開催し、技術の公開を積極的に進めた。（260頁）

④国際協力の推進

- 国際協力の推進に関する業務を担う専任組織として経営企画部に国際課（平成18年4月より総合技術推進室国際グループ）を4月に設置した。また、今後の同業務の展開に必要なアジア各国における水資源に関する法制度等を調査研究するため、アジア開発銀行研究所に職員1名を派遣したほか、水の使用形態や水問題において我が国と共通点を多く有するモンスーンアジア地域における各国の水に関する現状や課題等の詳細な把握に努めるため、メコン河流域4ヶ国で構成される国際河川流域機関であるメコン河委員会（本部：ラオス）への平成18年度からの職員派遣に向けた取組を進めた。
- モンスーンアジア地域の各国の統合的水資源管理の強化を支援するため、機構（事務局担当）と国際機関等が共同して、43機関から構成される「NARBO」（アジア河川流域機関ネットワーク：平成16年2月設立）の活動として、次の活動を実施した。
 - ・ NARBOホームページの頻繁な更新等に努めたほか、4月には同ホームページ内にデータベースを設置した。
 - ・ NARBOの第2・3回IWRM（統合的水資源管理）研修（4月：スリランカ 5ヶ国25人参加・11月：韓国 9ヶ国21人参加）を実施し、統合的水資源管理の実効性の強化を図ったほか、12月6日～9日にベトナムにおいて「第1回水配分と水利権に関するワークショップ」を実施し、参加各国の現状及び問題点等の洗い出しを行った。
 - ・ 第2回東南アジア水フォーラム（8月28日～9月3日：インドネシア）及び第4回世界水フォーラム（3月16日～22日：メキシコ）におけるNARBO活動の発表、情報発信等に対して支援を行った。
 - ・ NARBO第2回総会を2月16日にインドネシアにおいて実施し、今後2年間の活動方針の決定等を行った。
 - ・ 5月には、平成16年のNARBO活動内容等を取りまとめた年次報告書を発行した。また、3月には、新たにNARBOのパフレットを作成した。

- 平成16年度に機構と姉妹提携を締結したインドネシアNARBO（インドネシア国においてNARBOに加盟している13機関で作る団体）との間で職員相互派遣を実施し、技術情報等の交換を行った。
- JICA（独立行政法人国際協力機構）から国際協力に関する研修3件（契約総額：約519万円）の委託を受けたほか、技術者育成に係る国際協力として、JICA等を通じて海外からの38件246名の研修生を受け入れ、事業概要等の説明、施設見学等を実施した。（265頁）

3. 予算

年度計画における予算（収入予算：約2,850億円、支出予算：約2,910億円）に基づいて、適正に業務運営を行った。（273頁）

4. 短期借入金の限度額

用地先行取得費又は一時的な資金不足に充てるため、最大約129億円を借り入れた。（278頁）

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし。（280頁）

6. 剰余金の使途

平成17年度における剰余金は、平成16年度の当期末処分利益（約132億円）の全額を一般積立金として整理し、割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換えの際の金利変動等に備えた。（282頁）

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

本社・支社等に係る宿舎、研修施設又は実験設備等に係る整備・更新及び改修については、本社ノーツサーバーの更新、コンクリート等の品質試験及び材料試験を行うための試験機器の購入、本社独身寮の設計業務の実施、特定分譲住宅割賦金の償還などを適切に実施した。（285頁）

(2) 人事に関する計画

①人事配置の再編

総体の定員を平成16年度末1,748名に比し64名削減し、1,684名とする中で、事業の最盛期を迎えている徳山ダム建設所及び豊川用水総合事業部については、各々の事業所に重点的に100名前後を配置することにより計画的な事業の進捗を図り、徳山ダム建設事業ではダム本体の堤体盛立を完了した。

このほか、事務系・技術系職員一体となって業務の推進を図るため、経営企画部、環境室及び総務部広報課に事務系・技術系の職員を配置したほか、技術力の蓄積・向上を図る総合技術推進室へも本社・支社・局等の人員配置を再編して、約50名を配置した。

また、平成17年度より一つの地域ブロック内でのみ人事異動を行う地域勤務型の制度を導入し、約70名の職員に対して本制度を適用した。(288頁)

②定員の削減

支社、管理所等における業務・組織の合理化を進めることにより、平成17年度末における定員を、平成16年度末定員より64名減の1,684人とした。(290頁)

(3) 積立金の使途

一般積立金については、平成17年度の損益計算において損失は生じなかったことから、平成16年度期末における積立金約592億円から約725億円となった。

目的積立金(約1億9百万円)については、機構業務に係る利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務の費用に充当し、ISO/IEC17025に基づく認定取得などの成果が得られた。(293頁)

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

①利水者負担金に関する事項

1) 前払い方式の活用

小石原川ダム建設事業の利水者に対し、前払い方式について説明を行うとともに、従来方式(割賦償還方式)と前払い方式の負担額等に関する情報を提供し、その活用が図られるよう留意した。

結果、小石原川ダム建設事業においては、福岡県南広域水道企業団は割賦償還方式を選択した。(294頁)

2) 繰上償還の受入

建設費割賦償還金の繰上償還について、機構の財務への影響も勘案の上、総額で約200億円の受入を実施した。今後も利水者の要望と機構財務への影響を勘案しつつ、繰上償還に対しては、柔軟に対応していくこととしている。

(294頁)

②中期目標期間を越える債務負担

豊川用水二期事業及び香川用水施設緊急改築事業に係る工事(6件)において、年度計画に計上された中期目標期間を越える債務負担限度額(62.5億円)の範囲内で債務負担(約61億円)を行った。(296頁)

●自主的な取組に関する事項

○ 給与水準の適正化等に関する取組

給与水準の適正化に関する取組として、平成17年度は本給の3%カットを実施し、同18年度は4%、同19年度は5%のカットを実施する。(300頁)

○ 水の研究会・新技術に関する勉強会の立上げ・開催

機構が「世界に冠たる水の実務型シンクタンク」を目指している中、職員の技術力の向上と視野の拡大を図るとともに、今後の業務展開の検討に資することを目的として、機構本社内に「水の研究会」・「新技術研究会」を設置し、開催した。(301頁)

○ ISO/IEC17025の取得

職員の技術力向上と、総合技術推進室浦和技術センターが試験機関として高い信頼性などを得ることを目的として、3月27日に無機材料検査・試験分野における「ISO/IEC17025」の認定を国・地方自治体及び独立行政法人の試験機関として初めて取得した。(304頁)

○ 新たに簡易型総合評価落札方式を導入

工事の品質向上への取組として、平成16年度に導入した「標準型総合評価落札方式」に加え、「簡易型総合評価落札方式」を導入・適用することによって、民間技術を活用した工事の品質の向上を図ることができた。(305頁)

○ 「ISO14001(2004年版)」への移行と、環境マネジメントシステム導入事務所の拡大

環境への取組として、本社においては平成16年12月に認証取得している「ISO14001(1996年版)」から同2004年版への移行を行い、12月に認証を取得した。また、筑後川局管内では、同じく2004年版への移行と併せて、環境マネジメントシステム導入事務所の拡大(筑後川局管内2事務所→6事務所)を図り、2月に認証を取得した。(306頁)

○ 利水者へのアンケート調査の実施(利水者アンケートに基づく対応)

利水者(170箇所)に対して、機構の対応、情報提供、水供給・洪水調節、コスト縮減等についてアンケートを実施し、意見・要望などを適切に取り入れ、情報提供の充実などを行った。(307頁)

○ 各種ボランティアへの参加

地域の方々により一層信頼される組織作りを目指して、各事務所において、地域で開催されるボランティア活動に積極的に参加した。

なお、旧吉野川河口堰管理所では、ボランティア活動として吉野川の美化活動へ取り組んだことが評価され、吉野川交流促進会議（地元企業・住民団体・行政で構成）より感謝状を受けた。
(319頁)

○ 今後の業務展開に関する検討・取りまとめ

自立的経営への取組として、今後の機構の業務展開について、「水の危機管理（リスクマネジメント）」、「国際貢献」、「水源地域の管理（健全な水循環）」等といった事項について検討を行い、非常時における水バッグによる海上水輸送の実証実験及び移動式海水淡水化装置のフィールド試験について、平成18年度からの実施に向けて取り組んだ。
(322頁)

○ 既存水路施設における小水力発電に関する調査研究

自立的経営への取組として、施設管理費用や環境に対する負荷の軽減を図るため、既存水路施設における小水力発電の導入に向けて、基礎調査の結果に基づき、利根導水施設でのマイクロ水力発電実証試験実施のための調査研究を行った。
(324頁)

